

一九〇八年惡稅反対運動と騒擾

——都市民衆をとりまく政治状況の変容——

藤野裕子

はじめに

日比谷焼打事件から米騒動までの一三年間には、政治問題にともなって都市騒擾が頻発化した。私の問題関心は、都市民衆騒擾期と呼ばれる当該期について、都市騒擾が頻発化する状況とその変容を考察し、近代社会の転換過程を提示することにある。これまで当該期の騒擾は、民衆が政治運動・新聞論調に単線的に同調した結果のように描かれてきた。しかし組織的・持続的な政治運動と、瞬間的に現れる民衆の暴力行使とを同一の地平で捉えることはできない。暴力を用いる民衆の独自性に注目し、改めて政治運動と民衆・騒擾との関係性を問い合わせる作業が必要である。

こうした観点から、私はこれまでに日比谷焼打事件と翌年の電車

賃値上げ反対騒擾を検討してきた。⁽¹⁾ 日露講和反対運動のなかで、院外から政府を動かす有効な手段として、不特定多数の都市民衆を決議の主体として動員する屋外政治集会の手法が考案された。諸新聞の呼びかけを受けて屋外政治集会に集まつた民衆は、政治集団や社士などの演説・抗議に支えられながら、独自の政治意識に基づいて暴力行使をはじめめる。翌年の電車賃値上げ反対運動でも多様な政治集団が屋外政治集会の手法を模倣し、屋外政治集会と騒擾は頻繁に繰り返された。その一方で、騒擾の刑事的責任を問われた政治集団は徐々に屋外への民衆動員に消極化する。このように、騒擾は政治集団や新聞による民衆の主体性の喚起とともに現れた、民衆独自の政治行動であったが、騒擾の頻発化を受けて政治集団の民衆動員に対する姿勢は徐々に変化していた。だとすれば、その後の政治問題において、政治集団と民衆との関係はどのようなものになるのだろう

うか。本稿では一九〇八年のいわゆる悪税反対運動とそれとともに騒擾を対象に、この点を検討したい。

第一次西園寺内閣が第二四議会（一九〇七年一二月二十五日～一九〇八年三月二七日）に提出した酒・砂糖・石油消費税などの増税法案に対し、日露講和反対運動で屋外集会を主催した国民主義的対外硬派のほか、商工業団体、社会主義集団が反対運動を展開する（各々の具体的な活動は別表を参照されたい）。法案は一九〇八年二月四日に通過するが、運動はなおも持続し、二月一一日の増税反対の国民大会を機に騒擾が起きた。

この悪税反対運動と騒擾については、大正デモクラシー史の観点から捉える松尾尊児の研究と都市民衆騒擾期論の一環として検討を加えた宮地正人の研究がある。⁽²⁾ 松尾は悪税反対運動が軍国主義財政への抵抗運動の要素を内包していた点を重視し、排外主義を含んでいた日露講和反対運動から軍国主義批判を内包する第一次護憲運動へと発展する過程として評価する。その際騒擾についても、デモクラシー運動の扱い手の広範さを示す現象として取り上げる。宮地は日露講和反対運動において都市民衆を動員した集団である国民主義的対外硬派の政治的上昇過程に着目するなかで、その活動の一端として悪税反対運動を取り上げる。騒擾については当該期の社会経済構造からその発生を予感させるにとどまり、民衆の増税問題に対する意識や行動を検討するには至っていない。いずれにおいても、運動集団の思想や人的共通性を重視し、悪税反対運動を日露講和反対

運動から第一次護憲運動・大正政変への発展過程に位置付けている。だが先に述べた観点から運動や騒擾を捉えるならば、その位置づけには検討の余地が残る。これまで言及されてこなかったが、日比谷焼打事件以後毎年のように都市騒擾が起きたのに対し、悪税反対運動以後大正政変に至るまでの約五年間は一度も騒擾が起きていない。このことだけをとっても、悪税反対運動には日露講和反対運動から大正政変への連続性だけでは捉えきれない側面がある。悪税反対運動を機に、騒擾が頻発化する状況に何らかの変化が生じはじめたと考えられる。

本稿では、政治集団・新聞と民衆との関係を、これまでとの異同に着目しつつ検討することで、悪税反対運動と騒擾の位置づけを考えたい。

I 騒擾前までの諸集団の運動

1 国民主義的対外硬派

まずは一九〇八年までの国民主義的対外硬派の動向をまとめておきたい。⁽³⁾ 日比谷焼打事件後に講和問題同志連合会の後進団体として結成された国民俱楽部は、電車賃値上げ反対運動に加わり、特に九月の運動では電車問題同志連合会を結成し、演説会など活発な活動を展開した。その後一九〇七年一二月には、国民俱楽部のメンバーを中心に、在野の政治家・新聞雑誌記者・弁護士などからなる政界

表 惡税反対運動における諸集団のおもな活動

年月	国民主義的対外硬派	商業会議所	同業組合・実業組合連合会	社会主義団体
1907年12月	6 新聞記者有志による会合			
1908年1月	23 非増税懇親会 13 非増税演説会（東京郡部） 20 非増税演説会（東京市内）	23 非増税懇親会 10 東京商業会議所臨時総会 21~28 臨時商業会議所連合会 23 臨時商業会議所連合会市選出議員招待会	17 東京砂糖商同業組合、陳情書提出 21 大日本織物連合会大会 22 東京実業組合連合会臨時総会 23 料理飲食業者臨時総会 24 酒業組合全国有志大会 28 東実連臨時総会 30 東京砂糖商同業組合総会	
1908年2月	10 非増税懇親会 13 三悪税廃止法案提出 16 非増税演説会（福島県） 17 非増税演説会（福島県・茨城県） 18 非増税演説会（福島県） 24 非増税演説会（東京市内）	8~14 臨時商業会議所連合会 10 非増税懇親会	1 大日本織物連合会増税反対決議 3 東京菓子商組合連合会増税反対決議 4 東京旅宿業同盟会増税反対檄文送付 5 全国実業団体連合会大会 6 全国実業団体連合会懇親会 9 東京実業三派連合懇親会 15 東京実業組合連合会臨時総会 17 東京実業組合連合会貴衆両院へ陳情書提出 20 東京織物組合臨時総会 21 東京実業組合連合会候補予選会	4 増税反対演説会（東京市内） 5 増税反対演説会（東京市内） 7 増税反対演説会（東京市内） 8 増税反対演説会（東京市内） 11 国民大会（東京市内） 12 増税反対演説会（東京市内） 13 増税反対演説会（東京市内） 17 増税反対演説会（東京市内） 18 増税反対演説会（東京市内） 19 増税反対演説会（東京市内）
1908年3月	1 非増税演説会（東京郡部） 2 非増税演説会（東京郡部）			

【備考】『都新聞』、『万朝報』、『東京朝日新聞』、『東京社会新聞』より作成。下線は共同での開催を表す。なお商業会議所と同業組合については、東京の団体と全国レベルの連合団体のみに限定した。

革新同志会を結成した。一方、衆議院では一九〇六年一二月、講和反対運動を起こしたメンバーを中心に、三六名からなる院内会派猶興会を結成する。このように、一九〇八年時点の国民主義的対外硬派は、院外では政界革新同志会を、院内では猶興会を基盤として活動していた。

政界革新同志会のおもな活動は、一九〇八年五月に予定されていた第一〇回衆議院議員総選挙に向けた全国遊説であった。第一〇回総選挙は日露戦争時の非常特別税が戦後も延長されたことにより、有権者の拡大が見込まれていた。東京では一九〇四年の第九回総選挙時に一万六八六五人であった有権者数は、三万三三五五人に倍増している。⁽⁴⁾ 国民主義的対外硬派にとって第一〇回総選挙は、既成政党の手垢が付いていない新規有権者の支持を獲得し、院内の基盤を拡大する好機であった。

こうした状況のなか国民主義的対外硬派はどのような論理と方法で悪税反対運動を展開したのであろうか。この時期、国民俱楽部の機關紙であった『大国民』は休刊状態にあり、悪税反対運動における彼らの主張の論理を直接に知ることはできない。宮地は同時期のいわゆる三悪税（織物消費税・通行税・塩専売）や軍備偏重的予算案に反対する国民主義的対外硬派の論理が、「負担軽減→生産力増強→国力増大」「生活問題の解決→社会調和→「国民」の一一致協力」であったと指摘する。⁽⁵⁾ このことからすれば、国民主義的対外硬派は新たな増税が国民の負担を増大させ、国力の増大を阻害すると見な

して反対運動に乗り出したといえる。国家の発展の基盤を国民自身の力の増大に求める点で、彼らの主張は日露講和反対運動から一貫していた。

だがその反面、悪税反対運動で彼らがとった運動方法は講和反対運動の時とは大きく異なった。国民主義的対外硬派の活動は非増税懇親会の開催と増税反対演説会の開催が中心である（別表参照）。まず一九〇七年一二月六日に新聞雑誌記者を中心にはじめ会合を開き、今後の運動について打合せた。⁽⁶⁾ 同月二三日には国民主義的対外硬派と中野武堂ら商工業者有志一〇〇余名で非増税懇親会を開き、増税反対を決議した。翌年二月一〇日にも商工業者・猶興会代議士・新聞記者で同様の懇親会を開いている。国民主義的対外硬派の悪税反対運動は商工業者有志に対象をしぼる傾向が生じていた。広範な都市民衆を決議の主体として動員する屋外政治集会（国民大会）を開いた講和反対運動の運動方法とは極めて対照的である。

以下ではこの国民主義的対外硬派の運動方法の意図を明確にするために、悪税反対運動を担った二つの商工業団体の動向を検討したい。

2 商業会議所

商工業会議所は農商務省の諮問機関、調査機関、地域の商工業に関する調停機関として設立された団体で、一九〇二年三月に改正された商業会議所法では、商工業の経営者と商事会社・株式会社・合

資会社の社員のうち、一定の所得税・營業税・取引所税などを納めた者が商業會議所議員の選挙・被選挙権を有すると定められている。⁽⁸⁾

東京商業會議所の納税資格は營業税・鉱業税四〇円以上、取引所税一万円以上、所得税三〇円以上である。一九〇七年度の東京商業會議所有權者数は三三〇三人だが、このうち營業税での有權者は二八四八人、所得税での有權者は一二五人で、前者は東京市の全營業稅納稅者の約七%を、後者は東京市の全所得稅者の〇・三%を占めるに過ぎない。⁽⁹⁾ 商業會議所議員はごく上層の商工業者の代表に過ぎなかつた。

この商業會議所が一九〇八年の悪税反対運動に乗り出す。商業會議所はこれ以前にも、一八九六年から一八九七年にかけて營業税反対の建議書を政府に提出するなどの運動を起こしており、一九〇六年からはたびたび政府に対し三悪税の廃止を建議していた。⁽¹⁰⁾ この三悪税廃止運動のさなかに提出された増稅法案であるだけに、商業會議所の反発は大きかつた。

そこでは商業會議所はどのような論理と方法で悪税反対運動を開したのだろうか。東京商業會議所は一九〇八年一月九日に増稅法案について議論する臨時総会を開いた。追って一九〇八年一月二一日から二月一四日にかけて、全国の商業會議所の代表者からなる臨時商業會議所連合会を東京で開き、増稅問題への対策を話し合つた。

この「商工業者ノ代表者」としての強い使命感は、商業會議所議員に「唯一遍ノ書面ヲ發シテ、ソレデ足レリトシテ安ンズルコト」⁽¹¹⁾すなわちこれまで商業會議所が行つてきたような建議書を政府に提を確認したい。

商業會議所議員は増稅反対の理由として、増稅が國力の發展を妨げる点を繰り返し強調する。「國力ノ增進」には「國民ノ休養」と「実業ノ發展」が不可欠であり、特に近年に起つた新事業である砂糖や石油に重い消費税を課すことは、「國力充実」の要である「実業ノ發展進歩」の阻害につながる。⁽¹²⁾ こうした認識から、彼らの批判は増稅そのものを越えて、軍備に偏重した政府の予算編成にも向けられた。⁽¹³⁾ このほか、酒の増稅が品質の悪い安価な酒を摂取する事態を招き、社会の「原動力」である労働者の健康を害する結果となることを懸念する声もあがつていて。⁽¹⁴⁾ 増稅を國力増大の阻害要因とみなし、「國民ノ休養」「実業ノ發展」の観点から増稅法案に反対する点で、商業會議所の増稅批判の論理は先に述べた國民主義的対外硬派の主張と近似していた。

商業會議所議員は、政府に対して積極的に反対の意思を表明することが自らの使命だと主張する。

吾々ハ商工業者ノ代表者トシテ立ツテ居ルノデアリマス、サウスレバ先ヅ以テ直接ニ商工業者ニ対シテ斯ノ如キコトガ行ル、ニ拘ラズ、之ヲ商業會議所ノ力ニ依ツテ矯ムルコトガ出来ナカツタト云フコトニ至リマシテハ、殆ド謝スルニ言葉ガナカラウト思ヒマス⁽¹⁵⁾

以下ではこれらの議事録をもとに、商業會議所の運動の論理と方法を確認したい。

出する運動方法からの、離脱を図らせた。増税反対を「建議」し、「哀願」するだけでは、政府の提出した増税法案を食い止めることはできない。商工業者の増税反対の意志を貫徹するためには院内に「商工業者ノ代表トシテ、充分ヤツテ呉レルト云フ团体」⁽¹⁷⁾がなければならぬ。だが現状では院内に商工業者の基盤となる団体が存在しない。そこで考案した方法の一つが、商工業者が集中する都市部から選出される代議士、つまり市部選出の代議士に、「充分吾々ノ考ヲ申述」⁽¹⁸⁾べ、「其意ノ徹底ヲ図」⁽¹⁹⁾つてもらうことであつた。先に見た猶興会代議士と商工業者有志との非増税懇親会はこうした商業會議所議員の意向が反映していた。臨時商業會議所連合会の有志は一月二三日にも市部選出議員を招待して懇談する場を設けている。二月四日に増税法案が衆院を通過すると、院内に商工業者の独自の基盤を確立する必要性がいつそう叫ばれる。同年五月に控えた総選挙に商業會議所議員が立候補し、既成政党とは異なる団体を院内に組織すること、それが無理ならば「将来我々ノ意志ヲ充分代表スベキ見込ノアル方面ノ人」⁽²⁰⁾に投票することが議論されていく。

以上のように、一九〇八年の悪税反対運動のなかで商業會議所は建議書を提出する運動方法からの脱却を図った。猶興会議員を中心とした市部選出の議員と提携したほか、法案の衆院通過後は商工業者の意向を汲み取る議員を創出し、院内に独自の基盤を確保する方向に向う。ここで注意したいのは、彼らを運動へとかきたてたのが、「商工業者ノ代表」であるという自己認識だった点である。この

「商工業者」＝経営者の代表という自己認識により、彼らの運動は広範な雇人層を対象とするには至らなかつた。

3 同業組合・実業組合連合会

商業會議所の運動と並行して、同業組合やその連合組織である実業組合連合会が独自に運動を進めていた。以下ではその組織と運動方法を検討したい。

同業組合は同一地域内の同業者によって結成する団体で、共同して価格規制・雇用規制・賃金規制・品質規制・製品検査などを行っていた。当該期には、同一地区の同業者が強制的に加入することを定めた重要物産同業組合法（一九〇〇年制定）に基づく同業組合と、強制加入を定めていない同業組合準則（一八八四年制定）に基づく同業組合（いわゆる準則組合）とが併存していた。同業組合・準則組合は同業種であれば規模の大小にかかわらず、強制または任意で加入する点で、前項で見た商業會議所よりも広範な経営者で成り立っていた。東京市には当時、約二八〇の同業組合・準則組合が存在していたほか、一九〇五年に日露戦争の祝勝会を東京市下の同業組合・準則組合が主催したのを機に東京実業組合連合会が結成され、約八〇団体が加盟していた。⁽²¹⁾

一九〇八年の悪税反対運動においては、砂糖商同業組合、酒業組合、菓子商組合など、増税法案と直接関係ある業種を中心とする各同業組合が反対運動を展開した（別表参照）。その多くは個別の同

業組合による政府への陳情書の提出や、全国の同業種の組合による全国大会の開催であるが、特筆すべきは二月五日に、業種や地域を越えて全国の同業組合・準則組合を一堂に集める全国実業組合団体連合大会を開催したことである。

この大会は東京実業組合連合会が全国の同業組合・準則組合によりかけて実現した。東京実業組合連合会は、一月一七日に東京砂糖商同業組合が政府に増税反対の建議書を提出したのを受けて、二月二一日に臨時総会を招集、「国運ノ進歩ヲ阻害シ実業ノ発展ヲ妨害」⁽²²⁾する増税法案に反対することを決議した。⁽²³⁾その後商工業者の自覚を促し世論を喚起するため、全国実業組合団体連合大会を二月五日に神田青年会館にて開催することに決し、各地の商業会議所を通じて全国の同業組合・準則組合に参加をよびかけた。当日は九〇団体（うち東京市内からは四六団体）の代表者一三八二名が集まり、増税反対の決議文を可決する。注目したいのは、この決議文には、増税法案を「倍々國運ノ進歩ヲ妨害産業ノ發達ヲ害スルモノ」と批判する事項に続いて、「吾人ハ前項ノ趣旨ニ背反スル行為ヲ為スモノハ将来代議士ニ選挙セサルコトヲ誓フ」との事項があることである。

全国の同業組合は、増税法案に賛成した代議士には五月の総選挙の際に投票しないことを宣言したのである。この宣言は商工業者に有権者が多くなければ有効に機能しない。有権者の増加を背景に、悪税反対運動の運動方法として総選挙を利用することが考案されたといえる。

以上のように、商業会議所も同業組合も総選挙とからめて悪税反対運動を進めた。特にその傾向は増税法案が衆院を通過した二月四日以降に顕著になる。先に確認した国民主義的対外硬派の運動の背景にはこうした商工業団体の動向が存在していた。非増税懇親会は商工業者にとって増税法案に反対する代議士に自己の利害を託す場であつたが、同時に国民主義的対外硬派にとつては新規有権者の七割以上を抱える商工業者の支持を獲得する場でもあつた。

重要なのは、商工業団体と国民主義的対外硬派の利害が一致したことで、両者の運動のなかに、広範な都市民衆を動員する必要性がなくなつたことである。有権者を多く含む商工業団体は、自らの政治要求の実現に、都市民衆を動員する必要がない。⁽²⁴⁾国民主義的対外硬派は一九〇五年の講和反対運動において、自らが主催した屋外集会から騒擾が発生し、兇徒聚衆罪で検挙された経験をもつ。総選挙を目前にした国民主義的対外硬派は、騒擾が発生する危険のある不特定多数の民衆動員ではなく、有権者のみに対象を絞った運動方法を選んだ。これにより、両者の運動から広範な都市民衆は弾き出される形になつた。

4 社会主義集団

国民主義的対外硬派と商工業団体の提携により悪税反対運動が民衆動員なくして進むなか、唯一都市民衆の主体的な政治行動の場を設けたのは社会主義集団だった。一九〇六年三月の電車賃値上げ反

対運動において屋外での市民大会を開催した日本社会党であったが、一九〇七年二月の第二回日本社会党大会で片山潛・西川光二郎・田添鉄二ら議会政策派と幸徳秋水・堺利彦らの直接行動派の対立が決定的となる。これに加え、一九〇七年二月に第一次西園寺内閣の方針変更により結社禁止となり、同年四月に機関紙『日刊平民新聞』も廃刊する。一九〇八年の当時は社会主義者の統一組織はなく、議会政策派の社会主義同志会と直接行動派・折衷派の金曜会とに分裂・対立していた。⁽²⁵⁾

両者のうち、悪税反対運動に乗り出したのは政治運動を重視する議会政策派の社会主義同志会であった。⁽²⁶⁾一九〇七年一二月から機関紙『社会新聞』において、「消費税は、本来平民税也、労働者の膏血税也、而も其は納税者の視線を避け知覚に触れざるためには、最も狡猾なる徵稅法と謂はざるべからず」と増税法案を批判し、この「平民の生活を生殺する大問題」に対し「是れ迄の沈黙を破りて、日本の政治に平民の理想を実現するに努むるは、將に時勢が要求する平民の使命に非ざるなきか」と述べ、反対運動に立ち上がるよう読者に呼びかけた。⁽²⁷⁾二月四日から四回にわたり東京市において増税反対演説会を開催したほか、一九〇六年の電車賃値上げ反対運動と同様に日比谷公園における国民大会を企画し（別表参照）、二月九日に国民大会開催のビルを東京市内に撒いた。ビルには開催日時（二月一日、午後一時）・場所のほか、以下の来会心得が列挙されていた。

一九〇八年悪税反対運動と騒擾

△兇器は一切携帯すべからず

△警官と衝突すべからず

△国会議事堂に投石すべからず

⁽²⁸⁾

この来会者心得は、政友会や増税賛成議員が民衆から暴力を行使されてもおかしくないほど民衆を無視した政治を行つてることへの痛烈な批判であることは間違いない。だがそれと同時に、この来会者心得を文面どおりに読むことも必要だろう。社会主義同志会の主要メンバーである西川光二郎は、電車賃値上げ反対運動の際、騒擾の契機となる屋外集会を主催したことから、騒擾の首謀者として兇徒聚衆罪に問われた経験がある。この来会者心得は増税反対の屋外集会から、再び騒擾が起きないための配慮でもあつただろう。逆にいえば、日比谷焼打事件以来、屋外集会のたびに騒擾が起きた東京市では、騒擾の発生を懸念することなしに屋外集会を主催できまいほど、両者は密接につながっていた。

このように、社会主義同志会は広範な都市民衆に主体的な悪税反対の意志表示を求めた。だが別表からわかるように、具体的な活動の開始は他の集団よりも遅い。演説会も国民大会も、増税法案が衆院を通過してから開催された。国民主義的対外硬派と商業団体の提携が進み、運動の大勢が五月の総選挙を視野に入れたものへと移り始めたところに、社会主義同志会が突然民衆動員を始めた形になつた。

5 新聞論調

さて、以上のような運動集団の動向を、諸新聞はどのように報じていたのだろうか。講和反対運動や電車賃値上げ反対運動の時と同様に、諸新聞は積極的に増税批判・政府批判を社説で展開したが、その論調と紙面構成はこれまでとは異なるものだった。ここでは特にそれぞれの運動集団および民衆の動向の報じ方に注目して検討したい。

何よりも顯著なのは、商工業団体の反対運動に対する賛美である。例えば『都新聞』は、「全国商業會議所が決議を為せることは珍しからざるも、今回の増税反対の如く一言の異義なく満場一致を以て決議せるは未曾有の事柄なり」と述べ、「増税賛成者を議院より葬らんとするに至ては吾邦破天荒の快挙なり」と絶賛する。⁽²⁹⁾騒擾後も同紙は商工業団体の増税反対運動を、「所謂政治家なる一階級者に政治を放任し置かずして凡の階級の人凡の職業の人國政に熱心を有すべき憲政の本旨に覺醒すべき氣運を示せるもの」であると評価している。⁽³⁰⁾同様に『万朝報』も「國民の総ての階級を通じて政治に熱心なるに至りて憲政の美は始めて大成する」と論じ、商工業団体の運動に干渉を加えようとする官憲を批判する。⁽³¹⁾國民主義的対外硬派の記者を多く含み、藩閥政治を批判し続けてきた新聞は、商工業団体の反対運動を政治家・新聞記者・弁護士以外のはば広い階級の支持を得た歓迎すべき動向と受けとった。商工業団体の運動を全

ての階級が政治化する兆候と受け取る新聞にとって、商業會議所有志・猶興会代議士・新聞記者の非増税懇親会もまた画期的出来事であった。『万朝報』はこれを「政機一転の兆」と賞賛している。⁽³²⁾

ここで注意したいのは、商工業団体の運動はこれまでにない階級の politicization ではあったとしても、正確には決して「凡の階級の人」「凡の職業の人」の政治化でも、「國民の總て」の政治化でもないことをある。先に確認したように、國民主義的対外硬派の運動と商工業団体の運動からは雇人層などの都市民衆が抜けている。だが諸新聞がそのことを問題視することはなかった。都市民衆が抜け落ちたまま、商工業団体と國民主義的対外硬派の提携は、全國民の政治化の兆候、政治的一大画期として賞賛されたのである。

社説での見解はおのずと社会面の内容にも変化をもたらした。日露講和問題の際、諸新聞は東京市の講和反対の動向を逐一報じ、講和条約を批判する読者からの投書欄を設けた。⁽³³⁾電車賃値上げ問題においても民衆の電車妨害を一つの政治行動として取り上げたし、特に『都新聞』は電車賃値上げ問題専用の投書欄を設けた。⁽³⁴⁾民衆の反政府行動を報じる記事や投書は政府攻撃の一環であり、世論をさらに沸騰させる手段でもあった。しかしこの増税問題では、政治面で商工業団体や國民主義的対外硬派の動向を逐一報じる一方、東京市の民衆の動向を知らせる記事はほとんど掲載していない。後述するように、民衆の悪税問題への関心は決して低くなかったが、商工業団体の運動に國民全体の政治的覚醒を読みこむ新聞にとって、悪

税問題に関する都市民衆の動向はもはや重要事項ではなかった。このため悪税反対運動はあたかも商工業団体と国民主義的対外硬派だけが関与しているかのような紙面構成になつてゐる。

このため、屋外集会への民衆動員を試みた社会主義同志会の運動に対して、諸新聞は慎重な態度をとつた。特に『都新聞』は次のように論じてゐる。

議会が国民の意志を代表せざる時に際し、国民が之を歯痒く思ひ、自ら国民大会を開いて大示威運動を為さんことを思ふは強ち無理ならざるべきも、紀元節の佳辰に方て輦轂の下に血を流し若くは紛擾を醸す恐れあるが如きことは国民の戒慎すべき事なり。縱令紀元節ならざるも野外の大示威運動の如きは相当の責任者あるを要す

大会主催者に『都新聞』が投げかけた批判の根底には、屋外集会への民衆動員が騒擾に発展することへの懸念がある。国民主義的対外硬派と商工業団体の運動を絶賛する新聞には、両者の運動からこぼれ落ちた民衆を汲み取ろうとする社会主義集団の姿勢は、むしろ騒擾を誘発する無責任な態度と映つていた。

II 騒擾とその後の動向

1 国民大会と騒擾

都市民衆が国民主義的対外硬派の運動からも商工業団体の運動か

らも弾き出され、新聞がその状態を賛美するとき、屋外政治集会とそこから発生した騒擾はどのようなものになつたのだろうか。⁽³⁶⁾

大会当日、日比谷公園音楽堂には数千人から一万人が集まつた。

ところが開会時刻を過ぎても、主催者である社会主義同志会は現れなかつた。早朝から警察に拘引されていたからである。参加者はいつこうに大会が開かれることにいらだち始める。そこへ五〇歳前後の労働者らしき者が立ち上がり、演説を始めた。参加者は一斉に拍手喝采する。だが彼は酒を飲んで酔つ払つており、演説は要領を欠いていた。その後、東亜新報社員の中島半三郎と壮士体の関谷龍十郎がそれぞれ増税反対の演説をした。演説を終えた関谷が公園の外へ出ると、参加者はこの後を追つて街頭へ出た。たちまち日比谷公園付近の道路は「闘の声を揚げ」⁽³⁷⁾ 大会参加者で充満し、市電は停車を余儀なくされる。数名の警官が運転手台や車掌台にのぼり、群衆を押し分けて電車を進行させ始めると、警官と電車に向けて投石が始まつた。その後も民衆は日比谷公園付近の電車十数台に投石したが、警官憲兵の警備により午後四時頃解散した。

以上が大会と騒擾の経過である。日露講和反対運動の国民大会の参加人数は二、三万人、電車賃値上げ反対運動の市民大会（九月）が二、三〇〇〇人であつた。それと比較しても、一万人弱という数字は決して少ない数ではない。その参加者のほとんどは「労働者体」「職人体」の者だつた。⁽³⁸⁾ 商工業団体や国民主義的対外硬派の運動から漏れ落ちる階層が集まつたといえる。この階層に向けた活動を行つ

たのが社会主義集団だけで、それもごく短期間であったことから考へれば、民衆の増税問題に対する関心は非常に高く、主体的に反対を表明する場を求めていたといえる。それと同時に参加者の多くが「労働者体」「職人体」であつたことは、屋外集会とは別に自らの政治要求の実現手段を有した商工業者はほとんど参加しなかつたことを意味する。「紳士、⁽³⁹⁾ 紳商、学生、職工、土方、人足車夫等社会ニアラユル各種ノ人物」が参加した日露講和反対運動の国民大会とは大きく異なる。選挙とからめた政治運動を行う商工業者と屋外集会に参加するその他の都市民衆とで、政治行動の分化が顕著に現れた。

その国民大会は再び騒擾の契機となつた。演説の後公園を出た民衆は増税反対を叫んで「鬨の声を揚げ」ていたのだと思われる。そこに警官が電車を通行させようと割り込んだ。民衆からすれば、それは自らの増税反対の行動を阻害する行為であつた。つまり民衆は、警官と電車が自らの政治行動を阻害したことから、暴力を向けたのだと考えられる。

だがこうした場の論理を考慮せずに結果だけをみれば、国民大会は増税問題とは無関係な対象への暴力行使に終わったことになる。多くの新聞はこの国民大会と騒擾に対してすこぶる冷淡であった。

『都新聞』は社説で以下のように論じてゐる。

責任者の何人たるやを明瞭せず、又全国の有志に向て大会を開くべき相当の通知をも発せず自ら称して国民大会と云ふは僭妄の沙汰也。殊に其大会の目的が非増税にあるに拘らず、非増税

の決議を為さずして徒らに電車に石を投じ、交通を妨げ同胞に危険を与ふるに至ては狂暴の至りなり⁽⁴⁰⁾

社説全体の論旨は大会主催者である社会主義同志会の責任を追及するものだが、そのなかで民衆の暴力行使を増税問題とは関係ない行動として「狂暴の至り」と評している点に注目したい。このほかにも、『東京朝日新聞』は国民大会とそこから生じた騒擾に関する記事の見出しを、「鳥合の集会」と銘打ち、『万朝報』は社説では国民大会について取り上げず、その一方で二月一〇日に行われた非増税懇親会を大体的に取り上げ、絶賛している。日比谷焼打事件の際、新聞は民衆の暴力行使を政治に対する「公憤」の現れと評した。電車賃値上げ反対騒擾の際には、民衆の暴力行為自体を戒めつつも、騒擾を値上げに対する「市民の反抗」として取り上げた。⁽⁴¹⁾ いずれの場合も、民衆の政治に対する何らかの意識が込められたものとして、騒擾を報じていた。だがここでは民衆の暴力行使を増税問題とは切り離れた、単なる狂暴な行為としか見なしていない。商工業団体と国民主義的对外硬派の提携に政治の画期を見出す新聞は、そこから漏れ落ちた民衆が起こした騒擾を、もはや政治行動とは受け取らなかつた。

この評価は新聞だけでなく、屋外集会とは別に自らの政治要求の実現手段を有した商工業者の多くにも共有されていたと思われる。日比谷焼打事件や電車賃値上げ反対騒擾に比し、ここでの騒擾は狭範囲かつ短時間で終わった。日比谷焼打事件や電車賃値上げ反対騒

擾では、屋外集会から始まつた騒擾は政治集団などによる演説から正当性を得ることで継続・激化し、近隣住民の同意や支持を受けながら次第に東京市全体へと広まつていった。⁽⁴⁵⁾ 騒擾は暴力の直接の行為者だけでなく、多様な階層からの同意や支持によつて成り立つていたのである。このことからすれば、狭範囲かつ短時間で終わつたここでの騒擾は実行者以外の同意や支持を勝ち得なかつたといえる。階層による政治行動の分化は、騒擾を抑制する状況を生み出している。

2 その後の経過

最後に騒擾後の諸集団の動向を検討したい。

臨時商業會議所連合会は二月一四日、増税法案に賛成した代議士を「國家永遠ノ利害ヲ無視シテ極端ナル軍国本位ノ弊政ヲ助成セムトルモノ」と痛烈に批判し、次回の総選挙では「眞ニ國民ノ希望ヲ代表スル選良ヲ衆議院ニ送ルノ目的ヲ以テ大ニ國民ノ奮起ヲ望ム」⁽⁴⁶⁾ ことを決議して解散した。一方東京実業組合連合会は、全国実業組合団体連合大会での決議の実行を嘱託され、二月一七日に貴衆両院の議員に大会決議文を配付した。⁽⁴⁷⁾ 二月一五日からは、五月の総選挙に東京実業組合連合会として推薦する東京市選出の候補者について協議する。最終的に、推薦候補者には東京商業會議所会頭中野武昌が、公認候補者には高木益太郎・大石熊吉・藏原惟郭・三輪信次郎が選ばれた。公認候補者のうち、憲政本党の大石熊吉を除く三名は、

国民俱楽部や猶興会に所属する国民主義的対外硬派であった。こうした商工業団体の五月の総選挙に向けた本格的な活動と呼応するよう、国民主義的対外硬派は非増税演説会を活発化する（別表参照）。その多くは東京市内ではなく、東京郡部や地方であつた。このうち東京郡部は高木正年の地盤である。むしろ増税法案通過後に活発化したこれらの演説会は総選挙に向けた有権者へのアピールであつたといえよう。このように、商工業団体と国民主義的対外硬派の悪税反対運動は最後まで広範な都市民衆を対象とするることはなかつた。

五月の総選挙の結果、東京市では国民主義的対外硬派の高木益太郎・藏原惟郭・三輪信次郎が当選、全国的にも政界革新俱楽部の当選者が増加する。悪税反対運動での商工業団体との提携が確実に実を結んだ結果となつた。これを受けて、一九〇八年一二月に猶興会を解散し、旧猶興会議員と政界革新俱楽部の初當選者を中心に四十五名からなる又新会を結成、以後新政党樹立に向けて動き始めるなど、院内活動を活発化する。⁽⁴⁸⁾ 院内の基盤が拡大したことで、国政に関しても国民主義的対外硬派が屋外集会に民衆を動員する必要性はますます少なくなつたといえる。⁽⁴⁹⁾

一方、社会主義同志会は騒擾直後の二月一六日、西川光二郎派と片山潜派に分裂し、組織的にさらに弱体化する。⁽⁵⁰⁾ 同年六月には赤旗事件により大打撃を受け、二年後には大逆事件で壊滅的打撃を受けることになる。

あるいは行えない状況へと移り変わった。

おわりに

これまでに指摘されてきたように、国民主義的対外硬派の悪税反対の論理は日露講和反対運動から一貫した論理であつたし、商工業団体の悪税反対の主張には軍国主義財政への批判を含んでいた。だがそのことだけをもって、悪税反対運動と騒擾を日露講和反対運動から第一次護憲運動・大正政変への発展過程に位置付けることはできない。総選挙が間近であつたことを背景に、悪税反対運動で実践された運動方法は、これまでの運動とは大きく異なるものになつた。

国民主義的対外硬派は有権者の支持を獲得するために、商工業団体は院内での基盤を築くために、両者は提携し、都市民衆を組み入れずに運動を進めた。諸新聞も両者の提携を憲政の画期として賞賛する。唯一社会主義集団が屋外での国民大会を開いて広範な都市民衆を動員したが、運動の大勢が都市民衆を対象とせずに進んだことで、国民大会と騒擾はこれまでとは異なる様相を呈す。国民大会は運動の大勢から漏れ落ちる都市民衆だけのものとなり、それゆえそこから生じた騒擾は多様な階層の支持を勝ち得ず、小規模化する。

諸新聞も騒擾を政治問題とは無関係の狂暴な行為としてしか見なさなかつた。商工業者と国民主義的対外硬派の悪税反対運動は、より広範な都市民衆の政治行動を抑制する性格を内包していた。悪税反

対運動を通して国民主義的対外硬派は院内の基盤を拡大し、悪税反対運動以後の社会主義集団は度重なる分裂と弾圧により衰退の一途をたどる。これにより、屋外政治集会が開かれず、民衆の自由な政治行動の場が設けられなくなる状況が現出した。

もちろん騒擾が起こらなかつたからといって、民衆の政治意識が低くなつたわけではない。本稿で検討したように、運動の大勢が民衆に向けて活動せずとも屋外集会に多数が集まるほどに、都市民衆の政治意識は高かつた。だがそれでもなお、以後五年間にわたり騒擾は起こらなかつた。当該期の都市騒擾は民衆の高い政治意識だけで生じたのではなく、政治集団による民衆の主体性の利用・抑圧に規定されながら、断続的に生じていたのである。

五年後の一九一三年、第一次護憲運動の高まりにともない、再び屋外へ都市民衆を動員する運動集団が現れ、そこから生じた騒擾は諸新聞に再び政治行動と見なされることになる。本稿で得られた知見からすれば、そこで都市騒擾は日比谷焼打事件からの単線的な連続としてではなく、悪税反対運動を通して現出した状況のさらなる変容として検討しなければならない。今後の課題としたい。

註

(1) 抽稿「日露講和問題をめぐる政治運動と民衆の動向」(『民衆史研究』

六六、一九〇〇年一月)、「都市民衆騒擾期の出発」(『歴史学研究』近刊掲載予定)、「都市民衆騒擾期の展開過程」(『早稲田大学大学院文

- (2) 松尾尊允『大正デモクラシー』(岩波書店、一九七四年)、宮地正人『日露戦後政治史の研究』(東京大学出版会、一九七三年)。
- (3) 詳しくは宮地前掲書二五六一一五九頁、桜井良樹『大正政治史の出发』(山川出版社、一九九七年)五八一六五頁を参照されたい。
- (4) 東京市役所統計課常務統計掛『第六回東京市統計年表』(一九〇九年)一〇〇四一一〇〇五頁。
- (5) 宮地前掲書、二五九一一六〇頁。
- (6) 出席した記者の在籍する新聞・雑誌社は、東京毎日新聞・東京朝日新聞・大阪朝日新聞・日本・報知新聞・万朝報・東亜新報・東京経済新報などであつた(『都新聞』一九〇七年一二月七日)。
- (7) 講和反対運動における国民主義的対外硬派の運動方法については、前掲拙稿「日露講和問題をめぐる政治運動と民衆の動向」を参照されたい。
- (8) 永田正臣『明治期経済団体の研究』(日刊労働通信社、一九六七年)三五一一一三七〇頁。
- (9) 前掲『第六回東京市統計年表』(一九〇九年)七八〇一七八一、一二三、一一九頁。
- (10) 江口圭一『都市小ブルジョア運動史の研究』(未来社、一九七六年)第一章。
- (11) 『臨時商業會議所連合会議事速記録』第一号ノ一(東京商工会議所経済資料センター所蔵、請求番号 Aj2/S7-2)六〇頁。
- (12) 「東京商業會議所議事録 第四十回臨時総会」『東京商業會議所議事録(明治四〇年分)』(東京商工会議所経済資料センター所蔵、請求番号 Aj2/T1-42)。
- (13) 前掲『臨時商業會議所連合会議事速記録』第一号ノ一、三五一四一頁。
- (14) 注(12)と同じ。
- (15) 前掲『臨時商業會議所連合会議事速記録』第一号ノ一、六一頁。
- (16) 同前第一号ノ一、一二頁。
- (17) 同前第一号ノ一、一七頁。
- (18) 同前。

一九〇八年悪税反対運動と騒擾

- (19) 同前第九号、一二六三頁。
- (20) 藤田貞一郎『近代日本同業組合史論』(清文堂出版、一九九五年)一・二章。
- (21) 東京実業連合会編『七十年史』(東京実業連合会、一九七五年)。
- (22) 東京実業組合連合会『明治四十年度事蹟報告書』(東京実業連合会所蔵)、一三三頁。以下の東京実業組合連合会と全国実業組合団体連合大会に関する記述は、特に明記しない限り本書に基づく。
- (23) 同前二六頁。
- (24) 同業組合・準則組合に所属する商工業者が本質的に民衆動員の傾向がなかつたわけではない。講和反対運動の際、日本橋魚河岸と神田多町青物市場の有志は誰もが参加できる講和反対の示威行動として、白張提灯行列を企画していた。日本橋区の魚市場組合は全国実業組合連合大会に参加している。同業組合・準則組合内全体の有権者の増加とともに、これらの商工業者に民衆動員の必要性がなくなつたと考えられる。
- (25) 太田雅夫『明治社会主義政党史』(ミネルヴァ書房、一九七一年)一七七一一四四頁。
- (26) 直接行動派の金曜会は一九〇七年一二月から機関紙で増税問題に関する論説を掲載し、「増税と云ひ、反対と云ひ、彼等に勝手に騒がれて何も言はず血を絞らる、平民はよい面の皮也」と述べ、増税を批判すると同時に、民衆のためではなく自らの利害のためだけに反対運動を起こす政治家や新聞社をも批判した(『日本平民新聞』一四号、一九〇七年一二月二〇日)。以後も増税批判の論説を数回掲載したが、自ら反対運動を起こすことはなかつた。
- 『週刊社会新聞』第二九号、一九〇七年一二月一五日。
- (27) 『都新聞』一九〇八年二月一〇日。
- (28) 同前、同年一二月二六日。
- (29) 同前、同年一二月一五日。
- (30) 『万朝報』同年一二月八日。
- (31) 『万朝報』同年一二月二二日。
- (32) 前掲拙稿「日露講和問題をめぐる政治運動と民衆の動向」。
- (33) 前掲拙稿「日露講和問題をめぐる政治運動と民衆の動向」。

史觀第一五〇冊

一八

前掲拙稿「都市民衆騷擾期の展開過程」。

(34)

『都新聞』一九〇八年二月一日。

(35)

新聞記事に記された大会参加人数は、最少が『都新聞』一九〇八年二月一二日の数万人

(36)

二月一二日の数千人、最多が『東京日日新聞』同年二月一二日の数万人

(37)

人であり、『東京朝日新聞』同年二月一二日は「一万近く」と報じて

(38)

いる。一万人弱が参加したと考えるのが妥当と思われる。以下の国民

(39)

大会および騷擾の記述は上記の新聞記事に基づく。

(40)

『東京日日新聞』一九〇八年二月一二日。

(41)

『東京日日新聞』同年二月一二日、『東京朝日新聞』同年二月二三

(42)

大会および騷擾の記述は上記の新聞記事に基づく。

(43)

『東京朝日新聞』一九〇八年二月一二日。

(44)

『東京朝日新聞』同年二月一二日。

(45)

『東京朝日新聞』同年二月一二日。

(46)

『東京朝日新聞』同年二月一二日。

(47)

『東京朝日新聞』同年二月一二日。

(48)

『東京朝日新聞』同年二月一二日。

(49)

『東京朝日新聞』同年二月一二日。

(50)

『東京朝日新聞』同年二月一二日。

『東京朝日新聞』同年二月一二日。
注(31)と同じ。

例えは『東京朝日新聞』一九〇五年九月六日の見出し。

例えば『万朝報』(一九〇六年三月一七日)など。

前掲拙稿「都市民衆騷擾期の出発」、「都市民衆騷擾期の展開過程」。

前掲『臨時商業會議所連合会議事速記録』第一一号、三三四頁。

前掲『明治四十年度事蹟報告書』三八一三九頁。

宮地前掲書二五八一二五九頁、桜井前掲書第二章。このほか中野武

當ら商工業者も多数当選し、院内会派戊申俱楽部を結成する。

院外では東京市政に関する政治運動は続いたものの、屋外集会を開催することはなかった。

太田前掲書第四章参照。